

函館市知的障害者福祉法施行細則に基づき市長が定める様式を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市知的障害者福祉法施行細則（平成8年函館市規則第25号。以下「規則」という。）に基づき、関係帳簿の様式を定めるものとする。

(関係帳簿の整備)

第2条 規則第6条第1号の市長が別に定める様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。

